

# 市・県民税の定額減税について

## ○対象者

- ・前年の合計所得金額が1,805万円以下の市・県民税所得割の納税義務者

## ○定額減税額

- ・本人：1万円
- ・控除対象配偶者および扶養親族（国外居住者を除く）：一人につき1万円

※1 配偶者および扶養親族の判定は、令和5年12月31日の現況によります。

※2 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の市・県民税において1万円の定額減税が行われます。

## ○徴収方法

- ・給与所得に係る特別徴収（給与所得者）

令和6年6月分は徴収されず、定額減税後の税額を令和6年7月～令和7年5月の11か月で分割して徴収されます。

均等割のみ課税者など、定額減税が適用されない方は、従来どおり令和6年6月分からの徴収となります。



- ・普通徴収（事業所得者等）

第1期分の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分以降の税額から、順次控除されます。

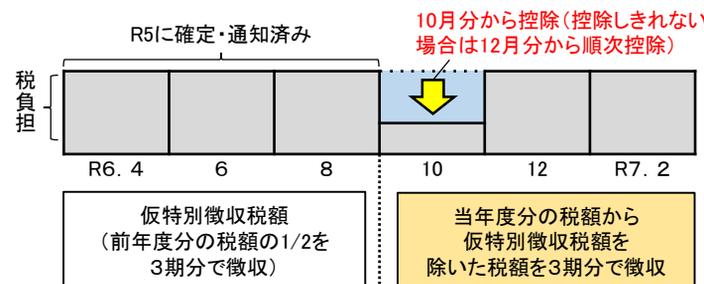
口座振替の納付方法が全納期一括納付の方で、定額減税後、第1期分の税額が0円となった場合、今年度は、第2期以降分から納期ごとに振替されます。（全納期一括納付ができません。）



- ・公的年金等に係る所得の特別徴収（年金所得者）

令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月以降の特別徴収税額から、順次控除されます。

税額の変動に伴い、公的年金からの特別徴収が中止になる場合がございます。



## ○その他

- ・定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- ・減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。  
( <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html> )
- ・所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。  
( <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm> )